

直島ホール（直島町民会館）利用案内について

1 使用申請について

（１）申請方法

直島町民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第２条に規定する使用許可申請書に必要事項を記入し、押印のうえ２部（体育館棟・集会所棟で申請書を分け、各２部ずつ）教育委員会事務局に提出してください。（郵送可。ただし、返信用封筒及び切手 110 円分を同封してください。）

※ 申請書様式は、町ホームページからダウンロードできます。

申請の際は必ず、事前に空き状況を教育委員会事務局（TEL087-892-2882）までご確認ください。

（２）申請受付時間及び場所

教育委員会事務局で 8 時 15 分～12 時、13 時～17 時まで受付します。（土日祝、年末年始は除く）

（３）申請期間

使用許可申請書は、使用予定日の前月の初日から使用予定日の３日前、郵送の場合 5 日前（いずれも土日祝を除く日数）までの間に提出してください。

（４）使用許可書の発行及び使用料支払い方法

教育委員会事務局で受付後、使用許可書及び納付書を発行いたします。お支払いは町の指定金融機関等
a.直島町役場出納室 b.百十四銀行（本・支店） c.香川県農業協同組合（直島支店）いずれかの窓口で平日のみ現金でお願いします。他の銀行口座でのお支払いの場合、振込手数料はご負担ください。

（５）休館日 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで

（６）開館時間 9 時から 21 時まで

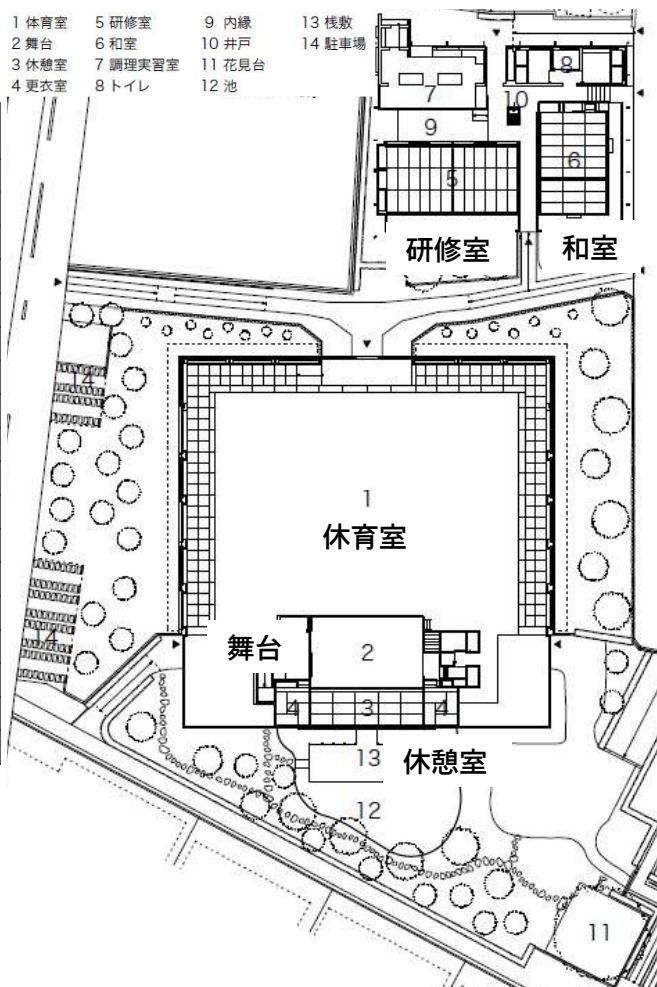
（７）使用料

施設区分	使用室名		平面図	徴収区分	1 時間あたりの 使用料（円）
ホール (体育館)	体育室	全面	1	町民	1,050
				町民以外	2,100
		半面		町民	520
				町民以外	1,040
	舞台		2	町民	300
				町民以外	600
	休憩室		3	町民	300
				町民以外	600
集会所	研修室1		5	町民	300
				町民以外	600
	研修室2			町民	300
				町民以外	600
	和室1		6	町民	370
				町民以外	740
	和室2			町民	200
				町民以外	400
調理実習室		7	町民	250	
			町民以外	500	

※冷暖房器具を利用する場合は、上の表の使用料とは

別に 1 時間につき下記の料金が加算されます。

集会所	和室 1	370 円、	和室 2	200 円
〃	研修室 1	300 円、	研修室 2	300 円
〃	調理実習室	250 円		



2 使用当日の留意事項について

（１）鍵の貸出・返却

役場総務課東側カウンターにキーボックスがありますので、直島ホール（直島町民会館）使用記録簿に使用年月日・使用者の名称（団体名）・使用施設名・使用目的・人数・開始時間・記録者（鍵をお取り

になる方)を記入のうえ、使用する部屋の鍵をお取りください。申請している施設が分からない場合は、施設使用予定表をご覧ください。使用後は、直島ホール（直島町民会館）使用記録簿に終了時間を記入いただき、部屋の鍵をキーボックスに返却してください。

(2) 守っていただくこと

- ア 使用許可書を持参してください。（確認する場合があります。）
- イ 使用時間を厳守して、整理・清掃等すべてを許可時間内に完了してください。
- ウ 他の使用者に迷惑をかける行為、風紀をみだす行為は厳禁です。
- エ 冷暖房機の使用は、教育委員会の指示に従ってください。
- オ 館内はすべて禁煙です。
- カ 土足は厳禁です。
- キ 使用後は必ず清掃をして、用具等は元の位置に返してください。
- ク 施設・設備・器物等を破損したときは、直ちに教育委員会に届け出てください。
- ケ ホール（体育館）内の天井は、漆喰でできており、強い衝撃を加えると剥がれ落ちることもありますので、壁面を使った練習や壁面及び天井へ故意にボール・シャトル等を当てる行為は厳禁です。
- コ 私物を施設内に放置して帰らないでください。

3 ホール（体育館）について

(1) 各部屋の規模

- 1 体育室 バドミントン兼ソフトバレーボールコート 2 面（半面で使用可）
バレーボールコート 1 面（全面使用）
- 2 休憩室 15 帖
- 3 舞台 幅約 9m×奥行き約 5.5m

(2) 体育室でできること

バレーボール、ソフトバレーボール、バドミントン、卓球、ニュースポーツ、その他レクリエーション
※野球、サッカー（フットサルを含む）等の屋外競技による使用はできませんので、ご了承ください。

(3) 施設に付随して使用できる設備・備品

ポール、ネット、得点板、卓球台、扇風機、会議机、椅子

(4) その他

休憩室東側の更衣室は、ホール（体育館）使用者のフリースペースとなっておりますので、自由に活用してください。

ホール（体育館）内は、飲酒・飲食は禁止です。ただし、スポーツ時の水分補給は差し支えありません。

4 集会所について

(1) 各部屋の規模

- 5 研修室 1 18 帖、研修室 2 18 帖
- 6 和室 1 18 帖、和室 2 9 帖
- 7 調理実習室 調理台 3 台（各コンロ 3 口）

(2) 集会所でできること 会議、講座、レクリエーション、会食、葬儀等

(3) 施設に付随して使用できる設備・備品

ガス器具、湯茶用品一式、配膳台、テーブル、椅子、会議机、ホワイトボード、座布団

(4) その他

葬儀等急な行事が入った場合は、使用許可を受けている場合でも施設予約を変更させていただくことがありますので、ご了承ください。集会所内は全部屋で、飲酒・飲食が可能です。

5 その他

利用の制限等 管理運営上、営利を目的とした利用はできませんので、あらかじめご了承ください。